

第102期（平成19年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	60,568	預金	1,001,691
現金	16,362	当座預金	36,600
預け金	44,206	普通預金	294,128
コーポレート	45,000	貯蓄預金	14,977
買入金銭債権	50	通知預金	9,785
商品有価証券	10	定期預金	623,592
商品地方債	10	定期積金	9,139
有価証券	120,605	その他の預金	13,468
国債	59,225	コーポレート	15
地方債	5,820	借用金	12,798
社債	26,096	借入金	12,798
株式	17,072	外国為替	25
その他の証券	12,389	売渡外国為替	14
貸出金	831,631	未払外国為替	10
割引手形	8,630	社債	6,000
手形貸付	63,517	その他の負債	2,572
証書貸付	727,961	未払法人税等	82
当座貸越	31,521	未払費用	1,628
外国為替	358	前受収益	232
外国他店預け	210	給付補てん備金	5
買入外国為替	117	金融派生商品	2
取立外国為替	29	その他の負債	620
その他の資産	5,756	賞与引当金	294
前払費用	40	役員退職慰労金引当金	163
未収収益	1,495	再評価に係る繰延税金負債	1,953
金融派生商品	4	支払承諾	13,366
その他の資産	4,216	負債の部合計	1,038,881
有形固定資産	11,192		
建物	2,718	（純資産の部）	
土地	7,847	資本金	28,000
建設仮勘定	5	資本剰余金	0
その他の有形固定資産	621	その他資本剰余金	0
無形固定資産	615	利益剰余金	8,787
ソフトウェア	536	利益準備金	318
その他の無形固定資産	79	その他利益剰余金	8,469
繰延税金資産	8,047	繰越利益剰余金	8,469
支払承諾見返	13,366	自己株式	63
貸倒引当金	14,021	株主資本合計	36,723
投資損失引当金	151	その他有価証券評価差額金	5,456
		土地再評価差額金	1,966
		評価・換算差額等合計	7,423
		純資産の部合計	44,146
資産の部合計	1,083,028	負債及び純資産の部合計	1,083,028

平成18年4月 1日から
第102期
平成19年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	26,331
資 金 運 用 収 益	20,284
貸 出 金 利 息	17,982
有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,041
コ ー ル ロ ー ン 利 息	129
買 現 先 利 息	8
預 け 金 利 息	66
そ の 他 の 受 入 利 息	54
役 務 取 引 等 収 益	4,482
受 入 為 替 手 数 料	931
そ の 他 の 役 務 収 益	3,551
そ の 他 業 務 収 益	307
外 国 為 替 売 買 益	42
商 品 有 価 証 券 売 買 益	0
商 品 有 価 証 券 運 用 益	0
国 債 等 債 券 売 却 益	258
そ の 他 の 業 務 収 益	5
そ の 他 経 常 収 益	1,257
株 式 等 売 却 益	689
そ の 他 の 経 常 収 益	567
経 常 費 用	22,319
資 金 調 達 費 用	2,169
預 金 利 息	1,604
コ ー ル マ ネ ー 利 息	15
借 用 金 利 息	256
社 債 利 息	263
そ の 他 の 支 払 利 息	29
役 務 取 引 等 費 用	2,030
支 払 為 替 手 数 料	172
そ の 他 の 役 務 費 用	1,857
営 業 経 費	12,962
そ の 他 経 常 費 用	5,157
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,289
株 式 等 償 却	529
そ の 他 の 経 常 費 用	339
経 常 利 益	4,011
特 別 利 益	3,280
償 却 債 権 取 立 益	3,280
特 別 損 失	144
固 定 資 産 処 分 損	24
役 員 退 職 慰 労 金 引 当 金 繰 入 額	120
税 引 前 当 期 純 利 益	7,147
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	39
法 人 税 等 調 整 額	1,431
当 期 純 利 益	5,676

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高	28,000	-	0	0
当期の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	0	0
株主資本以外の項目の 当期の変動額	-	-	-	-
当期の変動額合計	-	-	0	0
平成19年3月31日残高	28,000	-	0	0

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高	-	-	4,696	4,696		50	32,646
当期の変動額							
剰余金の配当	318	-	1,904	1,586		-	1,586
中間純利益	-	-	5,676	5,676		-	5,676
自己株式の取得	-	-	-	-		13	13
自己株式の処分	-	-	-	-		0	0
株主資本以外の項目の 当期の変動額	-	-	-	-		-	-
当期の変動額合計	318	-	3,772	4,090		13	4,077
平成19年3月31日残高	318	-	8,469	8,787		63	36,723

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日残高	5,424	-	1,966	7,390	-	40,037
当期の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	1,586
中間純利益	-	-	-	-	-	5,676
自己株式の取得	-	-	-	-	-	13
自己株式の処分	-	-	-	-	-	0
株主資本以外の項目の 当期の変動額	32	-	-	32	-	32
当期の変動額合計	32	-	-	32	-	4,109
平成19年3月31日残高	5,456	-	1,966	7,423	-	44,146

貸借対照表の注記

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

動 産 2年～20年

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は90,893百万円であります。

9. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

12. 役員（執行役員含む）に対する退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上する方法に変更しております。

役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、近年、役員退職慰労金引当金の計上が会計慣行として定着しつつあることを踏まえ、当事業年度において役員の退職慰労金の支給に関する内規が整備・改訂されたことを契機に、役員の在任期間に合理的に費用配分することにより、期間損益の適正化と財務体質の健全化を図るために行ったものであります。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は43百万円減少し、過年度対応額120百万円は特別損失に計上したことから税引前当期純利益は163百万円減少しております。

なお、過年度対応額の中には、平成15年6月以降の退任取締役及び退任監査役に対し支払う予定額を含んでおります。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. ヘッジ会計の方法は、金利スワップが資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用しており、資産

又は負債と金利スワップの想定元本、利息の受払条件（利子率、利息の受払日等）及び契約期間がほぼ同一であり、一体と見られる取引についてのみ、金利スワップの特例処理を採用しております。

16. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。

17. 関係会社の株式総額	1,231 百万円
18. 関係会社に対する金銭債権総額	4,376 百万円
19. 関係会社に対する金銭債務総額	4,304 百万円
20. 有形固定資産の減価償却累計額	11,814 百万円
21. 有形固定資産の圧縮記帳額	1,424 百万円

22. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により所有しております。

1. 取得原価相当額	動産	3,209 百万円
	その他	511 百万円
	合計	3,720 百万円

2. 減価償却累計額相当額	動産	1,621 百万円
	その他	215 百万円
	合計	1,836 百万円

3. 期末残高相当額	動産	1,587 百万円
	その他	296 百万円
	合計	1,883 百万円

4. 未経過リース料 期末残高相当額	1年内	559 百万円
	1年超	1,406 百万円
	合計	1,965 百万円

5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料 680 百万円

減価償却費相当額 591 百万円

支払利息相当額 105 百万円

6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分の方法については、利息法によっております。

23. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,819 百万円、延滞債権額は 16,956 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

24. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 2,406 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 6,156 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

26. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 27,339 百万円であります。

なお、23. から 26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. 住宅ローン債権証券化（R M B S - Residential Mortgage Backed Securities）により、組成した優先受益権及び劣後受益権 61,665 百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に 60,855 百万円、現金準備金として現金預け金中の「預け金」に 810 百万円を計上しております。

また、貸出債権証券化（C L O - Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高総額は 3,843 百万円であります。なお、当行は C L O の優先受益権 50 百万円を継続保有し、「買入金銭債権」に計上し、ま

た、劣後受益権 709 百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に計上しております。

28. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,748 百万円であります。

29. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 17,370 百万円
定期預け金 13 百万円

担保資産に対応する債務

預金 426 百万円

上記のほか、内国為替決済等の代用として、有価証券 19,880 百万円、30,000 百万円のコミットメントライン設定の担保として、住宅ローン債権証券化による優先信託受益権 43,452 百万円を差し入れております。

子会社の借入金の担保として、有価証券 497 百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は 905 百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替はありません。

30. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める路線価及び路線価のない土地は第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,821 百万円

31. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 12,750 百万円が含まれております。

32. 社債は、劣後特約付社債であります。

33. 「その他負債」中の「その他の負債」には、八幡駅前支店に係る土地収用代金として、未決算特別勘定 14 百万円が含まれております。

34. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第 2 条第 3 号）による社債に対する当行の保証債務の額は 4,716 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ 4,716 百万円減少しております。

35. 1 株当たりの純資産額 26 円 06 銭

36. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか「商品有価証券」が含まれております。以下 39. まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額 10 百万円
当期の損益に含まれた評価差額 0 百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	8,933 百万円	15,486 百万円	6,553 百万円	6,871 百万円	318 百万円
債券	91,887	91,142	745	170	915
国債	59,994	59,225	768	56	825
地方債	5,793	5,820	27	31	4
短期社債	-	-	-	-	-
社債	26,100	26,096	4	81	85
その他	9,049	12,389	3,340	3,470	130
合計	109,870	119,018	9,148	10,512	1,364

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 3,691 百万円を差し引いた額 5,456 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含

まれております。

当期において、その他有価証券で時価のある株式について 526 百万円減損処理を行っています。

減損処理については、期末月 1 カ月の平均時価が取得原価から 50%以上下落した銘柄は一律、期末月 1 カ月の平均時価が取得原価の 30%以上下落した銘柄は一定期間の時価推移を勘案し、また期末日の時価が取得原価対比下落した銘柄は一定期間の時価推移及び当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して行っております。

37. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
3,898 百万円	948 百万円	- 円

38. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額
子会社株式	
子会社株式	1,231 百万円
その他有価証券	
非上場株式	354 百万円
事業債（私募社債）	7,461 百万円

なお、当期において、その他有価証券中の非上場株式について 2 百万円減損処理を行っております。減損処理は、時価相当額（一株あたり純資産）が取得原価から 50%以上下落した銘柄が対象であります。

39. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債券	13,057 百万円	41,043 百万円	18,755 百万円	18,285 百万円
国債	7,281	25,010	8,647	18,285
地方債	250	2,079	3,491	-
短期社債	-	-	-	-
社債	5,525	13,953	6,616	-
その他	-	-	-	-
合計	13,057	41,043	18,755	18,285

40. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,428 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 14,940 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

上記以外に個人預金者向けの総合口座取引に係る融資未実行残高が 139,933 百万円あります。

41. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	31,069 百万円
減価償却費	234 百万円
税務上の繰越欠損金	3,013 百万円
賞与引当金	132 百万円
有価証券償却	1,209 百万円
投資損失引当金	61 百万円
その他	23 百万円
繰延税金資産小計	35,742 百万円
評価性引当額	23,800 百万円
繰延税金資産合計	11,942 百万円
繰延税金負債	
退職給付引当金	203 百万円
その他有価証券評価差額金	3,691 百万円
繰延税金負債合計	3,894 百万円
繰延税金資産の純額	8,047 百万円

42. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。
なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は44,146百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

損益計算書の注記

注 1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	79百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	17百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	1百万円
役員取引等に係る費用総額	291百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,032百万円

2. 1株当たり当期純利益金額 29円49銭

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 16円12銭

4. 「その他の経常費用」には、債権売却損26百万円を含んでおります。

5. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分計算書は当期より作成していません。

株主資本等変動計算書の注記

注 1. 当行の自己株式の種類及び株式総数は、次のとおりであります。

(単位:株)

	前事業年度 末株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末株式数	摘要
自己株式	224,028	54,180	2,636	275,572	
普通株式	224,028	54,180	2,636	275,572	
種類株式	0	0	0	0	
合計	224,028	54,180	2,636	275,572	

2. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用し、株主資本等変動計算書を作成しております。

関係当事者との取引

関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	びわこ信用保証㈱	滋賀県大津市	336	信用保証	所有97.6%	役員3名	各種ローンの債務保証	被債務保証	275,805		
								債務保証履行によるローンの回収又は代位弁済	697		

なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては、当行より支払っております。債務者及び当行が支払った保証料の合計額は271百万円です。